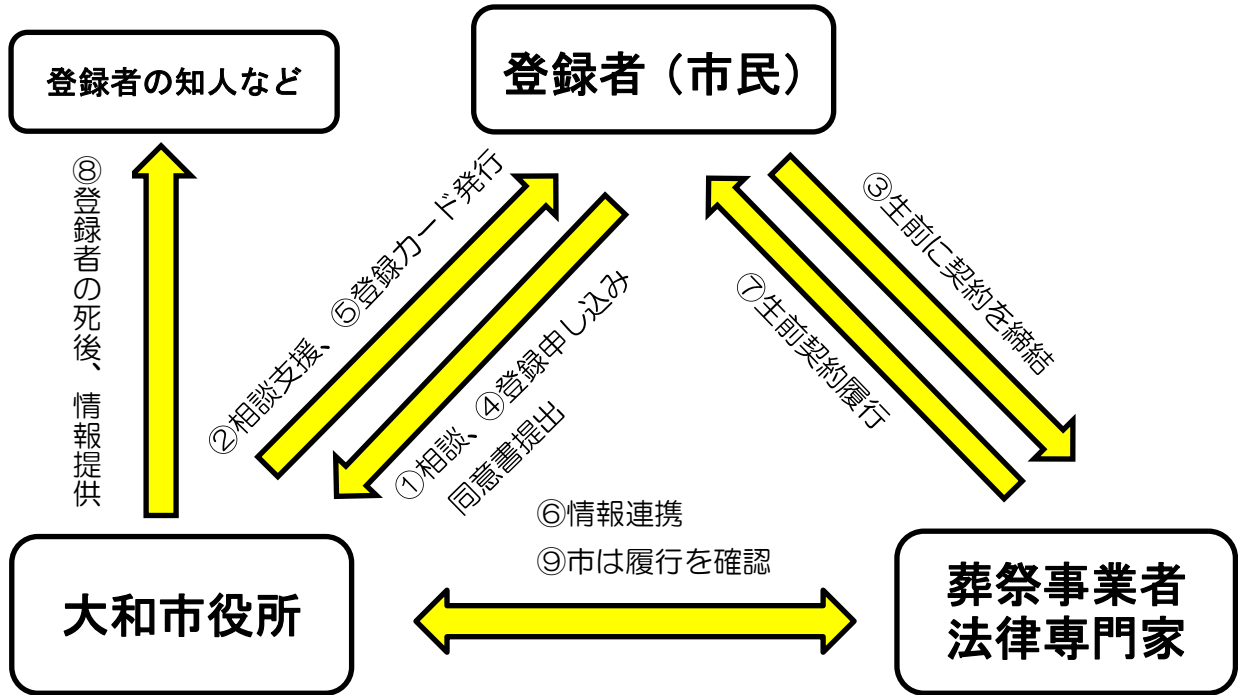


# おひとり様などの終活支援事業の流れ

## 【登録者（市民）が行うこと】

- ・ 葬祭事業者、法律専門家と葬儀・納骨などに関する生前契約を締結、支払い（本人負担）
- ・ 登録者自身の同意書提出（必須）、家族又は知人等からの同意書提出（状況による）
- ・ 登録カード（携帯用）を常時携帯、登録カード（自宅掲示用）を玄関等に掲示



## 【大和市役所が行うこと】

- ・ 相談者の意向に応じて協力葬祭事業者の情報を提供するほか、司法書士や行政書士など法律専門家とのコーディネートを行う
- ・ 登録者に登録カードを発行（携帯用と自宅掲示用の2種類）
- ・ 登録者の情報管理、安否確認
- ・ 死亡時に葬祭事業者等へ連絡及び登録者の知人等へ納骨場所等の情報の提供

## 【葬祭事業者、法律専門家が行うこと】

- ・ 相談者に葬儀・納骨に関する情報、遺品整理、支払い整理等の情報を提供併せて登録者の意向に沿ったプランを提案
- ・ 生前に契約締結
- ・ 登録者本人の死後、契約内容を履行及び市役所へ連絡
- ・ 市役所開庁時間外の緊急連絡先を担う（葬祭事業者のみ）

※この事業は、登録者及び葬祭事業者、法律専門家に対して、市から補助金等を支給するものではありません。